

市県民税特別徴収に係る納期特例申請書

本宮市長 令和 年 月 日 提出	申 請 者	(義 務 者 特 別 徴 収)	氏名 (名称)		電話番号 担当者	- -																													
			所在地																																
特別徴収義務者 指定番号								法人番号																											
地方税法第321条の5の2及び 本宮市税条例第46条の2																		の規定により特別徴収税額の納期の特例について申請します。																	
特例の適用を受けようとする税額						年 月 以後の支給に係る給与及び退職手当等に対する税額												円																	
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の 支払いを受ける者の人員及び各月の支 払金額 () 書は、臨時雇用者につき記入		月 区 分	支給人員	支 給 額	月 区 分	支給人員	支 給 額																												
		年 月分	(外 人) 人	(外 円) 円	年 月分	(外 人) 人	(外 円) 円																												
		年 月分	(外 人) 人	(外 円) 円	年 月分	(外 人) 人	(外 円) 円																												
		年 月分	(外 人) 人	(外 円) 円	年 月分	(外 人) 人	(外 円) 円																												
現に市県民税の滞納があり、又は最近 において著しい納付遅延の事由があ り、それが止む得ない場合はその理由 の詳細 (該当する場合のみ記入)																																			
申請の日前一ヵ年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合には、その年月日										有 (年 月 日) : 無																									

申請についての注意事項

- 1 市県民税特別徴収の納期の特例について
この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与等の支払いを受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
(注) 「常時10人未満」とは常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人員が10人未満であることです。
- 2 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、本宮市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- 3 この規定はあくまでも特別徴収義務者が納入する納期の特例でありますから納税者からは必ず毎月給与支払の際には市県民税を徴収してください。
- 4 この特例の承認を受けた場合には、次の期間中に支払った給与または退職手当等について徴収した特別徴収税額はそれぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。

6月～11月までの徴収税額 12月10日まで
12月～翌年5月までの徴収税額 翌年6月10日まで

- 5 納期の特例について承認を受けている特別徴収義務者は、その者から給与等の支払いを受ける人が、常時10人以上となった場合にはその旨を遅滞なく本宮市長に届け出なければなりません。
(注) 滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納したり納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことのないように特にご注意願います。